

奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 東日本大震災により被災した者及びその者が扶養する者に係る入学考査料、入学料、科目等履修料及び科目等履修資格認定料については、知事は、必要があると認めたときは、減免し、又は還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例附則第四項の規定は、平成二十三年度以後の入学に係る入学考査料及び入学料並びに同年度以後の科目等履修に係る科目等履修料及び科目等履修資格認定料について適用する。